

第27回八幡市農業委員会議事録

令和4年10月5日（水） 午後2時00分

八幡市役所分庁舎 2階 会議室A

八幡市農業委員会長 長村 信幸

前書は令和4年10月5日開催の第27回八幡市農業委員会総会の
議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） _____

署名委員 （猪飼美和子） _____

署名委員 （森田 正彦） _____

案 件

議案第82号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第83号 農地法第5条許可申請審議の件
議案第84号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件（入口）
議案第85号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件（出口）

報 告 農地法第4条届出書について

出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	西村 伸一
猪飼 美和子	古里 治彦	森田 正彦	西川 吉之
佐野 文昭	関東 豊則	長村 信幸	前田 孝文
辻 典彦			

欠 席
吉川 俊孝

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	西村 忠雄	高井 賢治
關西 保博	小里 隆信	金谷 泰宏	堀口 雅智

事務局

小坂 富美子 梶浦 靖人 石原 毅之

議 長
(長村会長)

ただ今より、第27回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の、農業委員の出席は、13名出席ですので、本総会は、成立しております。
本日の会期は午後2時00分から午後5時までとします。
議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので本日の署名委員さんについては、議席番号7番 猪飼美和子委員と議席番号8番 森田 正彦委員をお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第82号 農地法第3条許可申請審議の件」を議題といたします。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 岩田松原、地目は田、面積1,897㎡ 譲渡人 ○○○○氏、○○○○氏 譲受人 ○○○○氏 申請物件の所在 川口高原、地目は畑、面積598㎡ 外1筆 譲渡人 ○○○○氏 譲受人 ○○○○氏 (法説明) 譲受人である○○○○氏、○○○○氏につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われまますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、9月27日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第82号 農地法第3条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。
議 長	次に「議案第83号 農地法第5条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。

事務局	<p>(事務局 朗 読) 申請物件の所在 上津屋浜垣内 地目は畑、面積352㎡ 譲渡人 ○○○○氏 譲受人 ○○○○(株) 転用目的 車両転回広場及び露天貸駐車場</p> <p>申請物件の所在 上奈良宮ノ西 地目は田、面積600㎡外3筆 (合計面積 1,738.05㎡) 譲渡人 ○○○○氏 譲受人 (株)○○○○ 転用目的 露天駐車場</p> <p>(法説明) 本件の内、上津屋浜垣内の件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第2項第1号ロ(1)に規定する地域であり、許可基準に定める市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。 また、上奈良宮ノ西の件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第2項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、9月30日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第83号 農地法第5条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第84号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件(入口)」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗読) 特例を受ける農地 八幡名残 地目は田、面積899㎡の内829㎡ 被相続人 ○○○○氏 相続人 ○○○○氏</p>

	<p>(法説明)</p> <p>本件相続人は、現在も農地を良好に管理されており、相続においても、租税特別措置法に規定する適切な農地管理が見込まれる者であると思われまます。承認については、問題がないものと考えまます。</p>
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いしまます。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、9月27日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございまますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございまますので、「議案第84号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件(入口)」につきましては、承認することといたしまます。
議 長	次に、「議案第85号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」を議題といたしまます。
議 長	特例を受けている農地の所在 上奈良尻ヶ瀬 地目は畑、 面積578.50㎡ 外4筆 相続人 ○○○○氏
議 長	特例を受けている農地の所在 上奈良尻ヶ瀬 地目は畑、 面積578.50㎡ 外4筆 相続人 ○○○○氏
事務局	特例を受けている農地の所在 内里柳瀬 地目は田、 面積954㎡ 相続人 ○○○○氏
	<p>(説 明)</p> <p>本件は、納税猶予の期間が20年を迎え、相続税免除確定の最後の利用状況確認でございまます。 当該地はそれぞれ農地として良好に管理されており、問題ないものと考えまます。</p>
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いしまます。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、9月27日に部会を開催し、現地確認の上審議した結果、部会として異議はありません。

議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 85 号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」につきましては、承認することといたします。
議 長	以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。
事務局	<p>(事務局 報 告)</p> <p>「農地法第 4 条届出書について」</p> <p>届出物件の所在 八幡隅田口 地目は畑 面積 267 m²</p> <p>届出人 ○○○○氏</p> <p>転用目的 既存住宅の庭</p> <p>農地法第 4 届出書は、既存住宅の庭の転用目的で令和 4 年 8 月 18 日に届出があり、8 月 24 日付で受理通知を行いました。</p>
議 長	<p>最後に何かございませんか。</p> <p>無いようでございますので、これをもちまして、第 27 回八幡市農業委員会総会を終了いたします。</p>